

○広島県景観審議会規則（平成三年広島県規則第十一号）

改正	現行
<p>(庶務) 第四条 審議会の庶務は、<u>環境県民局環境保全課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第四条 審議会の庶務は、<u>環境県民局</u>環境部<u>環境保全課</u>において処理する。</p>